

会計関係の定例報告について

(平成14年3月29日例規(会)第36号警察本部長)

[沿革] 平成17年9月例規(会)第37号 平成18年3月例規(警)第10号  
平成19年5月例規(留)第48号 平成21年4月例規(会)第19号

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、次のとおり定め施行することとしたので、事務処理上、誤りのないようになされたい。

記

1 報告区分及び期日

報告区分及び期日は、次のとおりとする。

報告区分	期日
国有備品増減及び現在額	4月15日
拘禁費用額	翌月10日

2 報告要領

(1) 国有備品増減及び現在額

署長は、国有備品増減及び現在額調書(別記第1号様式)を次に掲げる要領に基づき作成し、総務部会計課長(以下「会計課長」という。)を経由して本部長あて提出するものとする。

ア 庁用品と警察装備品に区分し、それぞれ別葉とする。

イ 物品供用簿に記載しているすべての国有備品について、前年度における増減及び現在額の状況を記載する。

(2) 拘禁費用額

ア 署長は、拘禁費用管理システムにより自動作成される拘禁費用額調書(別記第2号様式)の内容を確認し、会計課長あてに送信するものとする。

イ 会計課長は、県本部留置施設に係る拘禁費用額調書の内容を確認するものとする。

ウ 前記ア及びイに定める確認は、次の事項について行うものとする。

(ア) 留置施設に収容した被疑者又は被告人の氏名

(イ) 入(出)場月日

(ウ) 入場日は1日として算入し、出場日は未算入とした日数

(エ) 移送元(先)の刑務所名、拘置支所名又は留置施設名

(オ) 月またぎの収容に係る「前月から」又は「翌月へ」の表示

3 関係機関への送付

会計課長は、拘禁費用額仕訳書(別記第3号様式)に拘禁費用額調書を添付し、拘禁費用額償還の書類として千葉刑務所に送付するものとする。

「以下 様式省略」